

# ハンセン病隔離, 特別法廷, 冤罪藤本事件

— 専修大学 今村記念法律研究室シンポジウム (2016年11月19日) —

専修大学法科大学院教授 矢澤 昇 治

## はじめに

### (1) シンポジウムの企画

今村法律研究室が「ハンセン病隔離, 特別法廷, 冤罪藤本事件」と題するシンポジウムを開催したのは、2016年11月19日である。このシンポジウムを開始する契機となった事情は、二つある。

第1に、この年の4月25日、『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』（以下、「報告書」という）と（別紙）『有識者委員会意見』（以下、「意見」という）を公表したが、その報告書には、この書面を含めて、「開廷場所指定にかかる上申書（平成28. 4. 20）」の別表が添付されているが、そこには驚愕すべき内容が記載されている<sup>1)</sup>、ハンセン病患者の刑事事件の個別的な内容の検討を度外視しても、ハンセン病患者を檻の中に隔離する政策<sup>2)</sup>に加えて、特別法廷という名の隔離法廷の存在と運用がなされてきたことが克明となった。さらに、2001（平成13）年5月11日の熊本地裁判決が隔離政策を不要であったと認定した昭和60年以降においても、27件開廷されていることも確認することができ、隔離政策と隔離法廷が連動したこの最高裁判所の対応の在り方の違憲性が問われて然るべきであると考えたからである<sup>3)</sup>。

第2に、折しも、日弁連は、最高裁の「報告書」と「意見」の公表を受けて、2016年7月14日にシンポジウムを開催したが、その内容の不十分性を実感したからに他ならない。日弁連によるシンポの開催趣旨は、「司法に携わり、基本的人権を擁護し社

1) [http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/2804chousahoukokusho.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/2804chousahoukokusho.pdf)

報告書の骨子は、[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/2804chousahoukokusho\\_kossi.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/2804chousahoukokusho_kossi.pdf)

2) 『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書』[http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c\\_id=3&id=5974&sub\\_id=1&flid=1&dan\\_id=1](http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=5974&sub_id=1&flid=1&dan_id=1)

3) 詳しくは、矢澤昇治「ハンセン病患者の檻, 隔離法廷, 冤罪藤本事件」今村法律研究室報65号（2016. 7. 20）29頁以下参照。

会正義を実現することを使命とする立場である弁護士及び日本弁護士連合会においても、法の下での平等や裁判の公開を定めた憲法に違反する「特別法廷」について検証していく」というものであり、シンポジウムの内容は、ハンセン病元患者による刑事事件を題材にした「新・あつい壁」の上映、また、その監督である中山節夫氏の挨拶、内田博文氏（九州大学名誉教授、元「ハンセン病問題に関する検証会議」副座長）の基調報告と、同氏と徳田靖之氏（弁護士、「菊池事件」再審弁護団長）、三木賢治氏（元毎日新聞論説委員、元「ハンセン病問題に関する検証会議」検証委員）によるパネルディスカッションである。しかし、映画は、ハンセン病患者の隔離政策と隔離法廷の問題性よりも菊池事件に傾倒したものである。内田氏の基調講演は、ご著書を髣髴させる内容で拝聴した<sup>4)</sup>。しかし、このシンポには、実務家である弁護士が参加者の中心されていたことから、学術性が希薄という一抹の物足りなさを感じたのである。そこで、企画したのが、今村法律研究室による本シンポジウムである。

## (2) 企画されたシンポジウムの内容

まず、上映した映画は、「新・あつい壁」ではなく、ハンセン病患者の足枷を果たし、運命づけた3つの法律、「癩豫防ニ関スル件」（1907年）、「(旧) 癩予防法」（1931年）、「(新) らい予防法」（1953年）のもとで、絶対隔離政策によって療養所の中で何が行われ、入所者がどのような生活を送っていたのか、その仕組みと実態を検証し、100年にわたるハンセン病問題の歴史を描いた作品『もういいかい』である。上映時間が143分であるが、全部上映することにした。この映画は、多くの証言に基づいて、ハンセン病問題の真実を語っている。

次いで、3名の大学教員により、ハンセン病対処「法」の刑事法・歴史・憲法的考察を行うこととした。これらの講演のテーマと内容を概説すると、まず、平井佐和子西南学院大准教授による「藤本事件の刑事訴訟法上の諸問題」である。平井氏は、「藤本事件——「真相究明」と再審」（九州法学84号、2002年）、『壁をたたく音が聞こえる』（2005年）にも所収されたシンポジウム「司法における差別——ハンセン病問題と藤本事件」（西南学院大学法学論集38巻1号）で執筆されたハンセン病患者の裁判が隔離先の療養所などで「特別法廷」として行われていたことを取り上げ、さらに、冤

---

4) 内田博文『ハンセン病検証会議の記録』（明石書店、2006年）。

罪の可能性のある藤本（菊池）事件，その時代背景，特に無らい県運動，そして，藤本事件に係る自白獲得の経緯と科学鑑定など問題点について熱弁を奮った。

次に，廣川和花本学文学部准教授は，『近代日本のハンセン病問題と地域社会』（大阪大学出版会，2011年）も公刊されているが，「近代日本のハンセン病史」として，歴史的事実と最新の学説などを紹介された。廣川准教授は，学説の一部において，ハンセン病について正しくない説明が現在もされていることについて「戦前の啓蒙パンフレットとさして変わらないのはなぜか」と問題提起した。また，患者収容を定めた1931年制定の旧法について「法律の条文からは，すべての患者が入所対象とはならない。国レベルの法と運用を定めた府県レベルの法令の関係から，実際の患者の処遇がどうだったのか理解されるべきだ」とした。

棟居快行本学法科大学院教授は，「ハンセン病と憲法」と題して講演した（本誌40頁以下参照）。隔離政策を進めた1953年のらい予防法（新法）について，「法律を定め，そのまま放置し続けた立法者の不作為と同時に憲法学をはじめとする法学会の不作為も問題」と指摘し，さらに立法の不作為に切り込んだ2001年のハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決について解説した。そして，「熱い魂と法的武器の双方を持っていた今村先生に通ずるところがある判決」と評した。特別法廷という憲法上の問題に加えて，実務家が具体的な事件に真摯に対応してこなかったのではないかとの指摘も傾聴に値する，耳の痛くなる指摘であった。

本誌には，平井准教授の御講演を反訳し，棟居教授の御講演は，独立した御論文とした。廣川准教授の御講演は，他日の掲載を予定している。

## 講 演

### 藤本事件の刑事訴訟法上の諸問題

西南学院大学法学部准教授 平井佐和子

#### 挨拶

皆さんこんにちは，福岡から参りました平井といたします。私は刑事法を専門にやっていますが，今村力三郎といえば明治大正時代の本当に著名な弁護士で，



このような伝統のある研究室の開催する講演者にお招きいただき、感激しております。

今日は冤罪ということで、冤罪のひとつでもあります、藤本事件、今日の企画のハンセン病にも大きく関わっていますが、藤本事件について少し皆さんと振り返ってみたいと思います。一つ目でいきなり専門的と申しますか、個別の話題に入っていくので申し訳ない

ですが、資料①として、レジユメが裏表1枚と、資料②として『藤本事件特報』という1962年の記事で「藤本松夫を救う会」から発行されている表裏1枚が概略としてはとてもわかりやすいと思いますので、これらを随時参照しながらご覧ください。

## 1. はじめに

### 藤本事件と「菊池事件」

はじめにというところで、「藤本事件と菊池事件」ということで書かせていただきました。今回、矢澤先生の方から藤本事件について話をしてほしいとお話がありました。皆さんも「菊池事件」という言葉を聞かれたことがあると思うのですが、現在このハンセン病問題でビデオの中でも出てきていましたが、1998年に熊本地方裁判所に国家賠償違憲訴訟が提起され、2001年に違憲判決が出ることになりました。その後、韓国や台湾の問題、それから非入所者と色々な問題があり、現在家族が提起している訴訟が続行中であります。その中で、熊本地裁の違憲判決を受けて、行政の責任、ビデオにも出てきましたが教育界の責任であるとか、医学の責任と、色々なところでこの問題が波及してきましたが、残された課題として、司法の中での大きな冤罪、しかも死刑になっている事件について、司法の責任はどうかということ、司法における名誉の回復といいますと、再審しかないわけですが、この再審をなんとかしたいということで弁護団が動いております。ただ、藤本事件としてずっと支援をされてきたわけですが、再審をするにあたっては当然のことながら請求人が必要とな

ります。

法律の中に何と書かれているかといいますと、再審を請求できる人は、一つ目には検察官と書いており、二つ目が本人、三つ目が相続人(親族ということで限定をされておりますので、当然ながら本人はいらっしゃらない。そして残された手段である親族の意向を問うたところ、了解が得られないということで、これはハンセン病の課題を色々と引きずっておりますが、遺族の了解を得られない、しかも「藤本事件」と呼称することをやめてほしい、新聞の中で藤本事件が取り上げられるという事は耐えられないということで、弁護団の方ではこの事件を「菊池事件」と言っていて呼称しています)です。

今年の4月に、最高裁がこの隔離法廷についての「報告書」と「意見」を出しています。これが司法の責任を明らかにしたと言えるかどうかは微妙なところですが、最高裁は被告人がハンセン病であるという一行をもって、この特別法廷を開廷したことは裁判所法に違反するもので、違法であったと、そのため謝罪したいという結果が出ています。違法ではあるけれども違憲ではなかったというのが最高裁の見方です。再審弁護団ではこの最高裁の意向を、検証結果を受けて、一つ目の請求者である検察官、再審を請求できる第一の請求者である検察官、これは国民の正義を担っているということですが、検察官に再審を請求させようという動きを今やっております。近々、今月内ぐらいに、皆さんは新聞の中などでその経緯を見ることになるだろうと思いますが、現在動いている菊池事件の再審弁護団は違憲であること、それから国民運動としてこの再審をやりたいという意向で動いています。今回は「藤本事件」としてお話させていただきますと思います。

## 2. 藤本事件の時代的背景

藤本事件は大きく言うと二つの特徴があります。一つは、冤罪事件であるということ、冤罪事件であることが確定したわけではありませんが、冤罪であると私は思っていますし、その可能性がかなり高いと思っています。そして、差別を背景にしているということです。差別というのはハンセン病にまつわるということで、作られた差別を背景にしているということになります。少し中身

に入っていきたいと思います。藤本事件が起こった時代的な背景を皆さんと特に学生さんが多いようなので、一緒に考えてみたいと思います。

藤本事件が起こったのは資料にもありますが1951年のダイナマイト事件を発端とする事件、それから1952年の殺人事件を指します。そのような、ちょうど戦後の昭和25年から27年にかけての頃のハンセン病問題ということで、ビデオの中にもありましたが、この時代一番大きな問題は、憲法が制定されたということです。にもかかわらず、国あるいは療養所は隔離政策を続行あるいは強化しようとしていきます。そのような流れの中で起こった事件ということができません。

#### (1) 戦後・無らい県運動と増床計画

戦後におこなわれた無らい県運動というものが激しかったことを知ることができます。ハンセン病の根絶政策が謳われて、1949(昭和24)年には徹底した無らい県運動が実施されていきます。この時入所者数は1万1,000人を超え、1951年が一番最多で約1万2,000人を超えていました。これほど入所者が増えると、従来のままでは賄えないとして、1950年には増床計画が立てられることとなります。なぜか熊本県にある恵楓園に計画増床をすべて持っていきこうということで、恵楓園は収容能力2,100名の大規模な療養所となっていくという背景があります。

#### (2) 拘置所・刑務所の設置

二つ目の特徴として、拘置所、刑務所の設置があります。ビデオの中でもありましたが、各療養所の中に実は監禁室というものが作られました。これは何かというと、これもビデオの中にもありましたが、1916年の懲戒検束権という、これは、行政、療養所の所長が何かの規律違反を理由として懲罰を加えることができる権限ということになります。たとえば大学でいえば学長が皆さんを好きなように懲罰を加えることができるというものです。非常に裁量が大きいということになります。これもビデオにもありましたが、各地の監禁室では騒動を収めることができないという背景の中で1938年には「重監房」、「特別病室」と呼ばれる監禁室が栗生楽泉園(群馬県)の中に作られていくこととなります。1947年、この楽泉園に置かれた特別病室の人権侵害が国会で取り上げられるな

どして、いわゆる行政によって法に拠らない処罰、法に拠らない制約というものに対して非常に批判が高まることになりました。言うまでもなく、憲法の中では基本的人権の尊重が謳われていて、あるいは法の下での平等ということが言われていましたので、人権侵害ではないかということで、1947年にこの特別病室は廃止されることになったわけです。これはまた後でも触れますけれど、そのような中、行政の中で今まで規律違反をしていたハンセン病患者を自由に制約できていたが、これから司法の下で制約するということになれば、どうすればいいのかということが問題になっていくわけです。この経緯に詳しく立ち入りませんが、行政に拠らない処罰ではなく、法に拠る処罰ということで、1953年に、この熊本の菊池恵楓園にハンセン病専用の受刑者の刑務所が設立されることとなります。このこと自体は非常に異様なことだと思われま

### (3) らい予防法の成立

三つ目ですが、1953(昭和28)年に新たな隔離を強化、しかも終生、治っても出られないという隔離規定を持たないらい予防法が設立、施行されていくという狭間にあります。

### (4) 入所勧告とダイナマイト事件

四つ目です。藤本さん、被告人に対する入所勧告を少し見ていきたいと思えます。この頃の入所勧告がどのようなものであったか。資料②に入所勧告の全文を載せていますが、皆さんがこのようなものを受け取ったときにどういう風に考えるだろうと思って見てください。1950年にいわゆる無らい県運動が強化されて、熊本県は強制収容を開始します。その12月には藤本さんに入所勧告がいくわけです。なぜ藤本さんに入所勧告がいったのかというのは少しよくわからないところがありますが、当時藤本さんが1950年、28歳くらいのときですから、戦争中、徴兵の時に撥ねられたのではないかと、そういうところで少し噂がたったのかもしれないという話もありますし、どこで病気だという密告がされたのかはわかりませんが、おそらくダイナマイト事件の被害者、殺人事件の被害者は保健所に勤務する村役場の職員で、おそらく藤本さんの名前をピックアップしたことは間違いのないようです。1950年になって入所勧告が出されることとなります。少しその経緯を見てみましょう。

入所勧告を受けた藤本さんは熊大(熊本大学医学部付属病院)で診察を受けて、病気ではないという診断をもらってとても喜びます。家族みんなで喜んでいきます。その次に叔父と県議会議員と恵楓園にまで行って、なぜこのような入所勧告をやるのかと言い、抗議をしています。この恵楓園の中で診察を受けてその時に神経らい症という、(ハンセン病は)2種類あるのですが神経らい症という診断を受けています。この時に、おそらく叔父さんらは村の衛生係である被害者から県に申請があったことを知ったという風に言っています。別の県議さんにまた、なぜこのようなことになったのかと言って調べてもらったら、村長が知らないうちにこの被害者Hさんが、村長の判子を捺して出していたということがわかっています。いつこのようなことがわかったのかと言いますと、裁判が動いてる時というのはなかなかわからないもので、第二次、第三次の再審をしているとき、支援者が動いているときようやく明らかになった事実です。

1月15日に、本人は家出をして北九州の方面まで出かけていきます。すごく必死だったという感じがしますよね。北九州方面の皮膚科の診断を受けて、ハンセン病ではありませんよという診断書を3通ももらって帰ってきます。2月10日に帰宅をしてかなり大きな祝宴を開いたようです。診断書をそのHさんにも見せて、仲直りをしたという風に本人は言っています。念のため、また熊本大学に行って診断を受けます。そこでも病気ではないとの旨の診断書を受け取っています。

その後、叔父さん、親族が県の衛生部長と面談をしています。ところがこの県の衛生部長は、恵楓園では神経らい症という診断が下ったので、熊大の診断よりも恵楓園の診断を支持したいとして、この診断を覆すことはできないということで、2度目の入所勧告の通知を受け、5月までに入所をしないと、お家が大変なことになりますよという入所勧告です。

2月から8月までですから結構間が開いていると思いますが、8月1日の夜、午前2時頃突然Hさん方でダイナマイトが暴発といますか、不発に終わったのですが、このHさんと子どもが怪我をするという事件が発生します。この藤本松夫さんが逮捕されたのもよくわかりません。なぜ被疑者として浮かんだかわからないのですが、Hさんの供述調書があり、自分を恨んでいるのは、この

藤本松夫しかないだろう，ということで逮捕されます。この逮捕された時に，どうしていきなり逮捕できるのかということですが，これもよくわかりません。藤本松夫さんのお母さんがコメを持っていたということで，食料管理法違反として家宅捜索を受けています。その時に導火線が発見されたということになっているのですが，これも刑事法でいくつかの冤罪事件を勉強したらわかると思いますが，この時に発見されたということは誰も知らないのです。後でこの時発見されたということにされているという，お母さんはそんなもの見ていませんということになっています。ただ事実としてはお家から導火線が発見されたということによって，1952年6月，翌年になりますが，地裁の有罪判決を受けます。これも後で述べますが，当然特別法廷ということになっています。このとき懲役10年の判決を受けています。

藤本松夫さんについて，是非資料③のダイナマイト事件の判決を皆さんと一緒に見ていこうと思います。結構詳しく述べられているということがわかると思いますが，罪となるべき事実ということで，被告人の生い立ちが述べてあります。被告人は小学校入学まもなくお父さんと死別して，非常に貧しかったので，小学校1年で退学をして，その後家事を手伝って13歳の頃には百姓仕事も一人前となっていたという方です。そのため読み書きがほとんどできなかった人なのです。

そうしていたところに，突然の通知を受けて自己の悲運を甚（はなはだし）く嘆くとともに，実家の将来についても強く懸念し，家族共々悲観にくれているうちに，ついには恵楓園に入って生きんよりむしろ死んでしまうことさえも覚悟したものの，思案の末，今一度病名を確かめんと思立ちという経緯が述べられています。このとき松夫さんには小さなお子さんが，娘さんがいました。奥さんはこの病気のことを知って，離縁をして，家を出て行ってしまったので，松夫さんは，お母さんと弟，妹，そして自分が小さな娘とを助けて，むしろ一家の大黒柱として働いていたようなところでした。

レジュメの裏のところに行きますが，この3通の診断書をもらい受け，これをもって，世間の疑惑を晴らすべしと考え喜び勇んで，祝宴を催し，人々にその旨を伝え，心機一転して再び農業に勤しみ始めた矢先に，またこの入園せよ

との通知書を受けて、また再び悲境に陥るに至ったと。かかる悲境に陥ったのは、すべてHの仕打ちであると邪推し、同人を深く恨み、生来、気が荒く執着深い性格なため、同人に対する痛憤は経るに連れて高ぶり、その仕打ちに対する怨嗟の情はいよいよ深刻になり、この辺はどういう事実認定かはわかりませんが、こういう風を書いてあります。そしてダイナマイトを爆発させたのだという経緯が、それで懲役10年という風の下っています。弁護人は直ちに控訴しております。

このダイナマイト事件は、実は弁護人は私選なのですが、自分でというか松夫さんはそんなにお金がありませんので、県議と親しくしているような大きな一家なので、親族が知り合いの弁護士に頼んで、これだけの事実認定をするわけですから、かなり弁護人も頑張って弁護したのだらうとは思いますが。控訴もして、高裁判決も受けています。ただ6月15日に一人の叔父が面会に来ています。10年の判決が下ったということで、「もう家のことは心配せんでもいい。」と「もうあきらめろ。」と言うために面会に来ました。その翌日、松夫さんはこの菊池拘置所を脱走します。脱走すると言っても何かを破壊したというわけではなく、お昼の洗濯をしていた時に、扉が開いているのを見つけて逃走していくという、単純逃走という罪になっています。この時の気持ちを考えた時、あるいは、私も菊池恵楓園から現場の方に車でいったときに、この距離あるいはこの山道は、恨みを持ちながら歩いていける距離、道のりではないなということが私も思います。皆さんはどうでしょうか。恨み一本で、逃走して、想いを遂げるような、そういうことができるだろうかと少し考えてみてください。

#### (5) 藤本事件の経緯

五つ目、藤本事件の経緯ですが、資料①に簡単に日付だけ書いてあります。1951年にダイナマイト事件が発生、翌年に懲役10年の判決が下って、そして恵楓園を逃走するのが6月16日です。その3週間後くらいでしょうか、殺人事件が発生するということになります。それから7月12日逮捕されます。8月2日には逃走罪で起訴をされて、10月に第1回公判が行われています。この中で1953年に刑務所が完成したり、あるいは、8月にらい予防法が公布施行されたり、8月29日に死刑判決を受けてしまうわけです。

死刑判決について、傍線を引いているところだけ少し見てみましょうか、まず量刑については不当だなという直感ですが、どうしてこのような量刑になったのかというと、「被告人としては権威ある科学的診断によりらい病患者と断定せられた上が、素直にこれに応じ、裁判所の審議の結果を静かに待つ態度に出て、いずれにしても現在のところ医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に耐え、健康回復による幸福の一日を早く来たらんことに希望を持ち、一意療養に専念することこそ被告人に残された唯一の更正の道であるにかかわらず、被告人はこのことに寸毫の反省を傾けることなく、かえって被告人の生来の偏屈と執念の深さを徹底するところ、ただ一途に自己、母、妹、親類縁者の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのはあくまでもHの仕業なりと思いつめ、10年もの間懲役に服し、または帰還未定の療養生活に身の自由を束縛せられるより、むしろ未決監を脱走して杉江村に走り、H氏を殺害して、同人に対する憤懣を果たさんと企て決意するに至った」んだと、これが量刑の背景ということになっています。

### 3. 刑事手続上の問題点

#### (1) 特別法廷の設置

今日のお題は刑事訴訟法上の問題ということで、どういうところに問題があるのかということを見ていきたいと思います。やはり藤本事件の一番の特徴として、ハンセン病患者を被告人とする刑事手続の一番の問題点は特別法廷が設置されたということにあります。今わかっているところでは、ハンセン病を理由とする裁判所外の開廷場所の指定は、今までに95件、刑事事件が94件、民事事件1件、1972年までに行われています。憲法は、言うまでもなく「裁判の対審と判決は公開法廷で行う」(82条)と定めています。しかし、裁判所法では「必要と認めるとき」は、別の場所で開いてもよいという規定があります(69条)。1953年に制定されたらい予防法はどのような風書いているかというと、入所患者は法令により、出頭を要する場合には療養所から外出することができる、必要がなければ外出することができないという規定です(15条1項2号)。法令によりとはどういう場合かということ、刑事裁判、刑事訴訟上、出廷を

求められたら、外出することができるというのがらい予防法の規定です。そういう意味ではこのらい予防法の規定すら飛び越えて特別法廷が設置されたということになります。どういう議論がされているかが面白いのです。

ハンセン病患者だから特別扱いするというのは法の平等に反するのだ、だから平等にやりたいというのが司法大臣の考えと言っていいでしょう。ここで大きく左右するのは「衛生上の見地」という言葉です。1954年には最高裁の総課長もこのように言っています。公衆衛生ということを考えて、らい患者に関する事件を裁判所外の療養所の中で開廷するという事は常時行われています、「もう普通ですよ」ということが述べられています。法の下で裁かないといけないのだから、裁判はやります。けれども普通の裁判所にはちょっと遠慮してください、では特別に作りましょうという発想です。先ほどのビデオの中でも、学校の先生が消毒液で手を洗ったり、集めた答案を消毒液で蒸したりしていて、これはなんだ、ここはどのような所だと思ったという言葉がありました。これはおそらく法曹もそうでしょう。裁判官も検察官も書記官も刑吏もいます。弁護人もいます。弁護人も外からやって来ます。療養所には先ほどもありました患者地帯と職員地帯を分ける境界の所に消毒池があり、外から入った方はジャブジャブと長靴を履いて渡っていかなければならず、これはどのような所だと、いくら差別心はないと言っても、なかなか難しいと思います。そういう恐怖心、不安感の中で、裁判が行われたということは想像に難くありません。

藤本事件も公判では恵楓園内の人が集まるような公会堂とか刑務所の中で行われていきます。一見したところ、見かけは普通の法廷です。裁判所の法廷が一段高いところにあり、囲いがあってというような感じです。傍聴人がいたかどうかに関しては、普通に考えれば療養所の中でやっていますから、一般の人たちが裁判を傍聴するようにはできないだろうと思います。ただ自治会の人や療養所の人やあるいは親族の人が傍聴したという記録もありますし、少なくとも秘密裡に行ったようではないようですが、しかし、憲法でいう公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を保障していたかどうかにはかなり疑問が残るところです。しかも新しく作られたらい予防法の中では、刑事裁判など出頭が必要な場合には外に出られると言っているわけですから、これは裁判所のらい

予防法をも越える絶対的な隔離主義と言ってもよいだろうと思います。

1954年に国会でこのような答弁があります。「即時裁判，即決裁判と言って一回切りで終わらせたいというものですが，現在では裁判所外で法廷を指定するということはらい患者の収容者の中の犯罪について法廷を裁判所で指定するという例であります，ですから当然のことになってるわけで，ハンセン病患者については特別法廷開きますと。この事件，即決，略式裁判については，どんどんやれと，別に裁判所まで連れてこなくても，どこかに場所を指定してドシドシやったらよかろうというご意見もあるのですが，裁判の権威という点からはやはり裁判所内の公開の法廷でやりたいと，このようなことで裁判所外の地で法廷を開くということは，現在裁判所側といたしましては考えられてはいないのでございます」という，事務総局，刑事局長の答弁，裁判の権威を謳う裁判所であっても，ハンセン病やらい予防法の前には裁判の権威のへったくれない，裁判所の黒い法服に白い白衣を着せるわけですから，凄まじいなという風に思います。これが形式的には特別法廷の問題点です。

## (2) 自白獲得の経緯——公判前の証人供述（親族の供述）

二つ目の問題ですが，藤本事件の最大と言いますか，特別法廷を除いて，冤罪としての一番の問題は自白ということにあります。矢澤先生もお詳しいと思いますが，一般的な冤罪事件は，あるいは警察・検察は自白をとります。自白をとりがります。本人の供述をとりがります。被疑者の自白です。自白は証拠の王様とも言いますが，それこそ手を変え品を変え，拷問したり色々して，とにかく被疑者が言いますといえればそれでいいというそういう時代があったわけですが，藤本事件は本人に供述を迫ったというのはあまり見られないです。誰に迫ったか。被告人の親族です。この事件では警察は外堀から埋めていったということになります。これが何を意味するか，逮捕した者がハンセン病患者となったら近づきたくないという背景があるのかとよく想像を巡らすわけです。とにかく本件ではいわゆる親族の供述というのが大きな核心となっています。

1952年7月7日早朝午前7時頃に被害者の遺体が発見されます。だいたい殺害時刻は夜の8時ぐらいたとみられています。翌日の7月8日に藤本松夫さんの叔父さんが古い日本刀が屋根裏にあったという疑いで逮捕されます。不思議

ですよね。同じ日に、大叔母さんが呼ばれ、供述を迫られます。なんと言うか  
というと、「7月6日の夜、犯行時刻に松夫さんが来て、Hさんを殺して来たと言  
いました。」という供述があります。

その翌日（7月9日）叔父さんのこのような供述があります。「今日に至るま  
で本当のことを申しかねました。今まで言っていなかったけれど、大叔母さん  
がそう言ったことは本当です」と、「Hをやっつけてしまったから、自分も死ぬ  
と言っていました」と、「5、6寸くらいあるドスを右手に握り、抜き身のまま  
で光っていました。」という供述が出てきます。

そして、7月10日には、逮捕状が請求されます。そこには、匕首（あいくち）  
様の凶器で突き刺し、即死せしめたと容疑が記入されています。そこから叔父  
さんと大叔母さんの二人の供述が固められていくこととなります。11日には、  
大叔母さんが裁判官の前で尋問を受け、証言をします。「8寸位の刃物のよう  
なものを持っていて、びかんびかんしませんでしたので、何かに包んでいたも  
のと思います。」そして、叔父さんも裁判官の尋問を受けます。「5寸くらいの  
匕首のようなものを持っていた。」これが供述として確定することとなります。  
7月12日には藤本さんが逮捕されます。ここで、弁解録取書がとられています。  
「ガマで突き刺したことは間違いありません」。ここで一見してわかるように、  
大叔母さんと叔父さんの証言では、刃物とか匕首という凶器のような物が言わ  
れていますが、藤本さんの最初の供述では、鎌で突き刺したという風になって  
います。ここから少し齟齬が生まれてくるわけですが、どういう風に供述が変  
わっていくか。弁解録取書ではそのように最初言いますが、後から自分ではあ  
りませんと犯行を否認します。

7月17日と22日が特徴的だと思いますが、7月17日には、「Hさんに会ったこ  
ともなければ、殺したこともありません。」と、大叔母さんや叔父さんに対して  
「殺したと言ったことはありますが、実際は殺しておりません。」、22日には、「私  
が叔父さんにHさんを殺したと言ったことは間違いありませんが、これは私が  
嘘を言ったのです。」という表現になっていくわけです。なぜこういう供述に  
なるのか、裁判官の前で証言をしていますので、もしこれが嘘だと、虚偽だ  
ということになれば偽証罪という罪に問われるわけです。ですからこの被疑者に

対して、では「叔父さんが嘘を言ったのか。」と言うと、「叔父さんの嘘ですよ。」とは言えなくなるわけです。今まで世話になった、あるいは自分の家族をこれからも面倒をみてくれるであろう親族に対して、罪を着せていいのかという逡巡をするわけです。だから「叔父さんには確かにそう言ったが、それは自分の嘘です。」という表現になっていくわけです。この裁判官尋問については、刑事訴訟法に規定があります。難しいです。

「取り調べに任意の供述をした者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第1回の公判期日前に限り、検察官は、裁判所にその者の証人尋問を請求することができる。」という規定があります。時々そういう場面もあるだろうと思いますが、これはやはり異様だと思うのは逮捕される前ということです。明らかに刑事訴訟法が謳っているのは、逮捕されて、起訴されて、第1回の公判前というのを想定しているでしょうから、この逮捕前に裁判官に尋問をやって、供述を確定させるというのはとても異例で異様なことだと思われま

### (3) 「科学鑑定」と客観的証拠

三つ目、この辺りは矢澤先生が詳しいと思いますが、「科学鑑定」についても少し触れたいと思います。先ほども申しましたように、7月7日に死体の検案を行った医師が鎌が凶器だと推定をしています。8日に死体解剖にあたった法医学の教授は、「凶器は刺身包丁ではないかな。」と言うのです。これは鎌じゃないと。ここから二つの争いが出来ていくわけです。この頃の警察は、二つの組織があります。今で言ってみたら、警察庁と警視庁のような役割だと思ってください。そのような二つの派閥があって、そこで少し捜査が歪んでいくわけです。信岡医師に付き添った警察は、鎌を一生懸命探しますし、世良教授に立ち会った警察は包丁を一生懸命に探すということになります。包丁だと言った翌日、凶器が予定通り発見されるわけです。もうこの辺り時間もあるので、飛ばしたいと思います。

どちらとも凶器の疑いがあるので、当然鑑定をします。草刈鎌については、鉄錆いっぱいだけれど血液なしと早々に凶器から外れます。短刀についてどう

かということですが、死体解剖にあたった教授と同じ人が鑑定にあっているのです。これが別だったらもしかしたら少し変わっていたかもしれないかなという感じもしますが。この人は短刀だと思い込んでいますから、見せられた短刀で、血液は出ないのだけれども、これが凶器に違いないという鑑定書をあげていくわけです。

それから当然血痕についての鑑定をします。被告人と被害者もどちらもA型です。ズボンと本人が持っていたタオルの血痕付着を鑑定しますが、ズボンはよくわからないと、O型かAB型かよくわからないと、この鑑定にあたった九大の北条教授はこのように言います。「検査資料はそもそも不潔だし、蒸気で滅菌されたそうだから、なにかしら不明の物理的、科学的あるいは雑菌等の繁殖が影響して、このようなよくわからないという結果になったのではないか。」とこういう鑑定をあげています。こういう事実認定の下で死刑判決が下っていくわけです。

#### (4) 三度の再審請求と死刑判決

一審で弁護にあたった人が国選の弁護人で、ほとんど弁護してもらえませんでした。一審判決が下ったのが1953年8月29日です。8月15日にはらい予防法が公布施行されています。先ほどのビデオにもありましたように1951年には、全国のハンセン病患者が連帯をして、全国組織を作って結成していきます。らい予防法の改正、反対運動をやっていく中でこの藤本事件を知ることになります。当然、事件が起こった時、あいつに決まっているとか、もしかしたらと思ったかもしれません。あるいは裁判なんか関心ないと思ったかもしれない。そういう中で、死刑判決という、死刑が求刑されたというニュースが飛び込んで来ます。これはまずいと、こんな不正があつてよいのかという声が療養所内を巡ることになります。

1953年には菊池恵楓園自治会と全患協（全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会）による「公正裁判要請運動」が開催されます。これも難しいのですが、最初は本当は無罪を訴えているわけだから、無罪を訴えたい、無罪では統一ができない背景があります。当初は公正裁判要請運動として動いて行くことになります。55年には、国内の色々な団体を巻き込んで組織的な取り組みが始まってい

きます。現地調査が行われるなど、再審運動も、再審も三回行われましたがその翌日に死刑執行されるということになってしまいます。

### むすびにかえて

むすびにかえてということで、最後にです。藤本事件は再審請求をやっています。私もハンセン病問題に関わっていると、やはり司法の責任という意味では、藤本事件は最後の最大の課題だという風に考えています。司法の責任という重い課題が突きつけられていると思います。ただ、ビデオの中にも人間がありました。家族、世間、私たちは「いやもうハンセン病に差別なんか持っている人いませんよ。」と、「もう今時代変わりましたよ。」と口では言えるけれど、その人たちに染みついた、あるいはそこから生き直してきた人たちがどう思っているかということに対して、やはりまだまだ想像が及ばないところがあります。

そのような中で、やはり再審の請求人を得られないという中で、どうするのか、もし仮に国民運動が達成されたとして実際の再審となるととても難しい問題があるだろうと思います。今再審をするためには真犯人が出てくるか、新たな証拠が出てくるということです。新たな証拠をどうするかということですが、現在弁護人では、今は当事者がいませんので、死体の鑑定、凶器の鑑定ということを一所懸命やっていますが、特別法廷一本でできるかどうかということが課題となっています。私の話はこれまでにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

### 終わりに

藤本事件では、事件本人が無罪を訴えていたにもかかわらず、唐突に死刑が執行され、その家族も再審請求を拒否しているので、再審請求できる唯一の者とは、検査官であった。そして、平井准教授のお話の中に出てきたように、藤本事件について、検察側が再審請求をするか否かが重大な関心事であった。また、元患者側は、隔離の必要がないとされた60年以降の裁判について、検事総長が確定判決の是正を最高裁に求める非常上告も訴えていた。しかし、2017年3月31日、最高検の甲斐行

夫刑事部長は、「菊池事件の記録を精査し、検討した結果、再審事由があるとは認められなかった」と説明し、「訴訟手続自体に違法はなく、訴訟記録も残っていない」として、再審請求を行わないことにしたと述べた。

藤本事件でも用いられた特別法廷については、最高裁の寺田逸郎長官が、2016年5月の記者会見で「差別の助長につながる姿勢があったことは痛恨の出来事」などと謝罪したことは記憶に新しい。この日、最高検も差別的な運用が行われた特別法廷に関与した責任を認め、「おわび申し上げる」と謝罪した。しかし、この謝罪にもかかわらず、藤本事件の再審請求は拒否した。

筆者は、最高検が特別法廷の問題で謝罪しながら、藤本事件に再審請求や非常上告を拒否したことが、検察の再審請求者にかかる根本的な無理解を示すものであると考える。法文上は、「請求できる」と明記されているとはいえ、検察官は、訴訟手続において正義を実現する最後の担い手として、再審請求する義務を負うと理解すべきである。まして、ハンセン病患者に対して差別的な運用が行われたこと特別法廷に関与した責任を認めながら、「菊池事件の記録を精査し、検討した結果、再審事由があるとは認められなかった」と説明し、再審請求を拒否した。国民の一人として、藤本事件の訴訟記録も残っていないいかなる記録を精査し、どのような検討を加えたかを是非とも伺いたいものである。

**【追記】** 脱稿した後、5月21日朝日新聞（埼玉版）西部13版に、丸木美術館で大逆事件の絵が公開されているとの記事が載った。ふと、書くべきことを失念していたことを思い出した。藤本事件の再審請求に係る最高検の対応は、大逆事件における司法省の対応を髣髴させたのである。無辜の社会主義者ら12名を死刑台に送ったこと、また、冤罪で死刑台の露に消えた藤本松夫に痛痒を感じない人々は、国民の代表者として検察官が再審請求すべきであるとするのではなく、請求できると考えていると。